平成２４年（フ）第１４２号
群馬県安中市松井田町八城105番地２　渡戸団地11号
債務者　内田マサ子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１１２７号
大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目８番17号
債務者　中野光大こと　中野　武彦
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１２８号
大阪府柏原市旭ヶ丘２丁目８番17号
債務者　中野惠津子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
大阪府松原市一津屋３丁目４―15―203、住民票上の住所大阪府羽曳野市西浦５丁目１番３号
債務者　平田　　啓
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１２号
堺市南区三原台３丁１番１―806号、前住所堺市中区八田北町10番地31　５棟408号
債務者　西垣　幹子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
堺市南区三原台３丁１番１―806号、従前の住所大阪府和泉市阪本町375番地の１　セジュール和泉306号
債務者　美容室Ｗａｖｅ（ウェーブ）こと　杉原　直樹
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４８２号
堺市東区高松191番地６
債務者　上田　芳美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１７号
大阪府羽曳野市南古市３丁目１番３号
債務者　西野　秀孝
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５５４号
堺市北区百舌鳥梅町３丁４番地７　豊ハイツ303号
債務者　本郷　克佳
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５９３号
堺市北区新金岡町２丁３番３―202号、前住所堺市美原区阿弥426番地16　松江正美方
債務者　市岡　節美
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第６５０号
大阪府羽曳野市野々上５丁目13番４―308号
債務者　茅野　妙子
1　決定年月日時　平成24年６月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６７１号
高知市塚ノ原420番地　グリーンハイツ　スギＡ102号、住民票上の住所高知市塚ノ原368番地２
債務者　髙野　倫光
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１４７号
長崎県長崎市琴海村松町1525番地、旧住所長崎県長崎市上黒崎町122番地
債務者　里中　詠子（旧姓村野）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
長崎県長崎市鳴見町31番地５
債務者　柴原　健次
1　決定年月日時　平成24年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月17日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６号
岩手県一関市新大町10番地　メゾン・ド・セン203
債務者　佐藤　民男
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第６１号
愛知県稲沢市奥田島崎町24番地１　レオパレスしまざき201
債務者　山中　孝二
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１８０号
愛知県江南市宮後町天神101　ビューパレス江南403、住民票上の住所愛知県江南市宮後町天神101番地
債務者　穂積　洋子（旧姓虎澤・松本）
1　決定年月日時　平成24年６月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで　名古屋地方裁判所一宮支部